市川市監査委員告示第２号

令和４年度財政援助団体等監査の結果に関する報告の公表

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告について、同条第９項の規定により別紙のとおり公表します。

令和５年３月２９日

市川市監査委員　菅　原　卓　雄
同　白　土　英　成
同　岩　井　清　郎
同　荒　木　詩　郎

令和4年度財政援助団体等監査結果報告

市川市監査基準に準拠して次のとおり監査を実施した。

１　監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項による財政援助団体等監査

２　監査の対象

⑴　事務事業の範囲

令和2年度、令和3年度及び令和4年度における出納その他の事務

（必要に応じて令和元年度以前分も対象とした。）

⑵　対象団体及び部署

①　公益財団法人市川市文化振興財団

（補助団体、出資団体、公の施設の指定管理者）

②　文化スポーツ部　文化施設課

（補助団体、出資団体、公の施設の指定管理者所管部署）

⑶　団体の概要

①　目的

公益財団法人市川市文化振興財団（以下「財団」という。）は、市民の文化芸術の普及及び向上のための文化芸術事業を行うとともに、市民の文化芸術活動を支援し、もって地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

②　設立経緯

昭和 60 年 3 月 7 日に市川市制施行 50 周年を記念して建てられた市川市文化会館の管理運営を通じ、市民の文化芸術の振興に資することを目的として、市川市の全額出資により「財団法人市川市文化会館」が設立された。

平成 14 年 3 月 28 日には、市川市文化会館の管理運営以外に市川市市民会館、清華園、旧片桐邸、旧芳澤邸の管理や各文化団体に対する支援など文化芸術の事業範囲を市内全域へと拡大するため寄附行為を改正するとともに「財団法人市川市文化振興財団」と改称した。

その後、公益法人制度改革により、平成 23 年 3 月 23 日に公益財団法人の認定を受け、同年 4 月 1 日に「公益財団法人」に移行した。

③　事業内容

〇公益目的事業

ア　文化芸術活動に資する施設の管理及び運営

市川市から指定を受けた指定管理者として、市川市文化会館、市川市行

徳公会堂、市川市芳澤ガーデンギャラリー及び市川市木内ギャラリー（以下「4 施設」という。）の管理及び運営を行う。現行の指定期間は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 5 年間。

なお、市川市文化会館は、大規模改修工事のため令和 2 年 10 月から令和 4 年 3 月まで休館した。

イ　文化芸術の鑑賞の機会の提供

主催事業として、4 施設等を利用し、各施設の特質や地域性、周辺環境境などを活かした事業を企画し実施する。また、共催・受託・後援事業も実施する。

ウ　文化芸術に関する講座等の開催及び体験の機会の提供（市の補助対象事業）

文化芸術講座として、「芸術講座」、「デッサン教室」等を開催する。また、文化芸術活動の市民協働として、「市民文化サポーター養成講座」及び音楽と美術の「市民文化サポーター事業」を実施する。

エ　すぐれた文化芸術活動の顕彰及び担い手の育成（市の補助対象事業）

若手芸術家の発掘・育成を目的として、「芸術文化奨励賞事業」や「新人演奏家事業（新人演奏家コンクール）」、「いちかわ未来の画家コンクール」等を実施する。また、コンクール受賞者には市内各所での演奏会（サテライト事業）等において演奏機会の提供も行う。

〇収益その他事業

ア　管理する施設の利用者の利便に資する物品等の販売

管理する施設において、外部主催による公演チケットの販売、自動販売機による飲料の販売、展示関連グッズの販売等を実施する。

イ　公益目的事業以外への施設の貸与

企業等の活動の利用に対して施設の貸出しを実施する。また、市川市文化会館の有料駐車場の管理を行う。

ウ　友の会事業

財団への興味や集客の向上を目的として、友の会制度を設けている。会員特典として、公演の早期情報提供、主催等公演チケットの先行予約・割引販売等を行う。

⑷　市川市からの出資、補助金及び指定管理料の状況

①　出資

昭和 60 年 3 月 8 日に、50,000,000 円（基本財産 30,000,000 円、運用財産 20,000,000 円）を出捐。

②　補助金

市民文化活動の支援及び豊かな市民生活の形成に寄与するため、公益財団法

人市川市文化振興財団公益財団事業補助金交付要綱に基づき、文化芸術に関する講座等の開催及び体験の機会の提供並びにすぐれた文化芸術活動の顕彰及び担い手の育成のために財団が主催する事業に対して、補助金を交付している。

補助金交付額

年　度	決　算　額
令和２年度	5,589,446 円
令和３年度	6,500,000 円

③　指定管理料

基本協定及び年度協定に基づき、財団が行う４施設の管理業務に対して、指定管理料を支出している。

指定管理料支出額

年　度	決　算　額
令和２年度	370,494,921 円
令和３年度	314,917,000 円

３　監査の着眼点

⑴　補助団体

（団体関係）

①　事業計画書、予算書及び決算書等と所管部署へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。

②　補助事業は、市の補助基準に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

③　出納関係帳票の整備、記帳並びに領収書等の証拠書類等の整備は、法人の会計規程に基づき適切か。

④　補助金に係る収支の会計経理は適正か。

⑤　会計処理上の責任体制は確立されているか。

（所管部署関係）

①　補助金の交付決定は規則等に適合しているか。

②　補助金交付要綱で定める交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。

③　補助金の額の算定、交付の方法、時期、手続等は適正か。

④　補助金の効果及び履行の確認は、実績報告書等により適切になされているか。

⑤　補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

⑵　出資団体

（団体関係）

①　出資金の管理及び運用は適切か。

② 定款、経理規程等は整備されているか。

③ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。

④ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

⑤ 経営成績及び財政状態は良好か。

⑥ 関係帳票の整備及び記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

⑦ 会計経理は適切か。

（所管部署関係）

① 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

② 出資団体の経営成績及び財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。

⑶ 公の施設の指定管理者

（団体関係）

① 協定等に基づく義務の履行は適切か。

② 利用料金の収納は適正か。

③ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。

④ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

（所管部署関係）

① 協定書等には必要事項が適正に記載されているか

② 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か。

③ 事業報告書の確認は適切に行われているか。

④ 施設改修・設備更新計画は適切か。

⑤ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

4 監査の実施内容

⑴ 実施期間

令和 4 年 8 月 1 日から令和 5 年 3 月 28 日まで

⑵ 調査方法

関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また、現地調査を実施した。

⑶ 日程及び実施場所

① 事務局による予備監査

令和 4 年 8 月 1 日から令和 5 年 1 月 27 日までの期間、財団の会議室等にお

いて実施した。

② 監査委員監査

令和５年２月３日に監査委員会議室において、予備監査の結果を基に実施した。

5 監査の結果

所管する事務事業は、以下の指摘事項及び指導事項を除き、適正に執行されているものと認められた。

※監査の結果における是正又は改善が必要な事項の区分
指摘事項：法令、条例、規則等に違反があると認められる事項等（軽微な誤りで、速やかに是正することができると認められるものを除く。）
指導事項：指摘事項又は意見とするまでには至らないが、改善を要すると認められる事項等

⑴ 指摘事項

なし

⑵ 指導事項

区　　分	件　　数 （団体）	件　　数 （所管部署）
歳　入	6	3
歳　出	2	0
財　産	0	0
補助金	0	0
契　約	0	1
公　金	1	0
文　書	0	2
その他	0	0
合　　計	9	6

※市川市監査基準実施細則の規定に基づき、監査結果報告には性質別に区分した件数を記載